

宮津市公報

令和4年5月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 14 宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 1
- 15 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部を改正する条例 1

規 則

- 12 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の施行期日を定める規則 2
- 13 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則 2

告 示

- 64 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（漁師町自治会） 4
- 65 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（脇の浜自治会） 4
- 66 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（獅子自治会） 5
- 67 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（山中自治会） 5
- 68 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小寺自治会） 5
- 69 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（浜野路自治会） 6
- 70 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中津自治会） 6
- 71 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（波路自治会） 6
- 72 宮津市議会臨時会の招集 6
- 73 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（鶴賀自治会） 7
- 74 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良脇自治会） 7
- 75 宮津市総合計画等有識者会議設置要綱 7
- 76 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（第2旭が丘自治会） 9
- 77 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（矢原自治会） 9
- 78 前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金の承認 9
- 79 宮津市持続可能な行財政運営有識者会議設置要綱 10

公 告

- 11 農用地利用集積計画の縦覧 11
- 12 宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務委託受託者の公募型プロポーザルによる選定 11
- 13 市営住宅タヶ丘団地解体工事（その3）の条件付一般競争入札 15

教 育 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市教育委員会定例会の招集 18

選 挙 管 理 委 員 会

- 18 京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 18
- 19 京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者の変更 19
- 20 京都府知事選挙における開票管理者職務代理者の変更 19
- 21 京都府知事選挙における開票時刻の繰上げ 20
- 22 令和3年度選挙人名簿抄本閲覧状況 20
- 23 令和3年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況 20

監 査 委 員

《監査公表》

94 住民監査請求に基づく勧告に係る措置事項の公表 21

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

4 宮津市農業委員会定例総会の招集 23

条 例

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月22日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第14号

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月22日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第15号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部を改正する条例

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例（令和3年条例第28号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

センター利用料金の上限の額

使用場所及び区分		使用の単位	使用者	上限額
レンタルオフィス	1	1月	法人	31,000円
	2			34,000円
	3			34,000円
	4			31,000円
	5			24,000円
	6			23,000円
	7			30,000円
	8			26,000円
	9			43,000円
コワーキングスペース	フリーアドレス	3時間未満	市内在住・在勤	1人につき 330円
			市外在住	1人につき 550円
		3時間以上	市内在住・在勤	1人につき 550円
			市外在住	1人につき 1,100円
		1月	市内在住・在勤	1人につき 3,300円
			市外在住	1人につき 5,500円
スペース	A	1時間		165円

	利用	B	1時間	220円
		C		165円
		D		110円
個別ブース				1室につき55円（フリーアドレス利用料金を加算する。）
付属設備				規則で定める額

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

* * *

規 則

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年4月6日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第12号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の施行期日を定める規則

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例(令和3年条例第28号)の施行期日は、令和4年5月1日とする。

* * *

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則をここに公布する。

令和4年4月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第13号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU 条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例（令和3年条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 条例第7条に規定する前尾記念クロスワークセンターMIYAZU（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 条例第7条に規定するセンターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。

3 条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

4 市長は、指定管理者が条例第2条第1号に掲げる業務を行うことができない場合であって、センターの管理のため必要があると認めるときは、第1項又は第2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

(使用の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU使用申請書（以下「申請書」という。）又は指定管理者が指定する方法により指定管理者に申請しなければならない。その申請の内容を変更するときも、また同様とする。

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、申請書を受領し、適当と認めたときは、使用を許可するものとする。

(付属設備の利用料金)

第5条 条例別表に規定する付属設備の利用料金の上限の額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認)

第6条 指定管理者が条例第5条第2項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU利用料金承認書を指定管理者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を告示するものとする。

(利用料金の精算)

第7条 既納の利用料金に不足が生じたときは、使用終了後直ちに精算しなければならない。条例第5条第5項の規定により使用料を納付したときも、同様とする。

(利用料金の還付基準)

第8条 条例第5条第4項ただし書に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の管理上の都合により使用の許可を取り消したとき 10分の10

(2) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき 10分の10

(3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき 10分の8以内

(利用料金の減免基準)

第9条 条例第6条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が使用するとき 10分の10

(2) センター内のレンタルオフィスの使用の許可を受けている者がコワーキングスペースのフリーアドレスを使用するとき 10分の10

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき 指定管理者が相当と認める割合

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ前尾記念クロスワークセンターMIYAZU利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 センターの使用の許可を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けずに紙を敷き、又はピンや釘類を打たないこと。

(4) 許可を受けた場所及び設備以外のものを使用しないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理に支障をきたすような行為をしないこと。

(6) その他指定管理者の指示に従うこと。

(禁止行為)

第11条 センターを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。

(2) 風紀を乱し、又は他の使用者に迷惑を及ぼすような行為をすること。

(3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失すること。

(4) その他指定管理者がセンターの管理上必要と認めて禁止する行為

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第2項の規定による休館日の設定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、当該規定の例により行うことができる。

3 第5条の規定による利用料金の額の設定は、施行日前においても、当該規定の例により行うことができる。

別表（第5条関係）

付属設備利用料金の上限の額

区分	単位	上限額
温水シャワー	1回	110円

— * * * —

告 示

宮津市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年5月23日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 漁師町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 事務所の所在地
＜省 略＞
 - (2) 代表者に関する事項
住所 ＜省 略＞
氏名 川 岸 賢
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和4年4月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

— * * * —

宮津市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - 代表者に関する事項
住所 ＜省 略＞
氏名 柴 田 眞 市
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和4年4月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

———— * * * ————

宮津市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 柴田 眞 市
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月12日

宮津市長 城崎 雅文

———— * * * ————

宮津市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年4月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 山中自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 稲岡 義 一
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月12日

宮津市長 城崎 雅文

———— * * * ————

宮津市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 長谷川 勝 之
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月12日

宮津市長 城崎 雅文

———— * * * ————

宮津市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 濱野 憲 二
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月13日

宮津市長 城崎 雅文

* * *

宮津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 山下 慎 吾
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月14日

宮津市長 城崎 雅文

* * *

宮津市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 吉岡 秀 明
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月14日

宮津市長 城崎 雅文

* * *

宮津市告示第72号

令和4年第2回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月15日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期日 令和4年4月22日
- 2 場所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市市税条例の一部を改正する条例）
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて（宮津市介護保険条例の一部を改正する条例）
 - (4) 宮津市議会議員及び宮津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
 - (5) 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の一部改正について
 - (6) 令和4年度宮津市一般会計補正予算（第1号）

————— * * * —————

宮津市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 日下部 博 一
- 3 変更年月日 令和4年4月19日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和4年4月19日

宮津市長 城崎雅文

————— * * * —————

宮津市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 竹内 義行
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和4年4月20日

宮津市長 城崎雅文

————— * * * —————

宮津市告示第75号

宮津市総合計画等有識者会議設置要綱を次のように定める。

令和4年4月20日

宮津市長 城崎雅文

宮津市総合計画等有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 宮津市総合計画（以下「総合計画」という。）及び宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施の推進に当たり、本市のまちづくりに関する識見を有する市民等から意見を聴取するため、宮津市総合計画等有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び審議
- (2) 総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証
- (3) 総合戦略の策定に関する調査及び審議
- (4) 総合戦略に基づく施策等の取組状況及び成果の検証

(組織)

第3条 有識者会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会関係者
- (3) 商工関係団体の役職員
- (4) 観光業関係団体の役職員
- (5) 農林水産業関係団体の役職員
- (6) 金融機関関係者
- (7) 労働者関係団体の役職員
- (8) 社会福祉関係団体の役職員
- (9) 放送機関、新聞社その他の報道機関関係者
- (10) 子育て・教育関係団体関係者
- (11) 女性団体関係者
- (12) 関係行政機関の職員
- (13) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 有識者会議に座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の廃止)
- 2 宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱(平成27年告示第8号)は、廃止する。

————— * * * —————

宮津市告示第76号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 第2旭が丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 山崎 幸男
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月27日

宮津市長 城崎 雅文

————— * * * —————

宮津市告示第77号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、令和3年5月20日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 矢原自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 市田 登志通
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月27日

宮津市長 城崎 雅文

————— * * * —————

宮津市告示第78号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金を次のとおり承認したので、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則(令和4年規則第13号)第6条第3項の規定により告示する。

令和4年4月27日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 利用料金

使用場所及び区分		使用の単位	使用者	利用料金の額		
レンタルオフィス	1	1月	法人	31,000円		
	2			34,000円		
	3			34,000円		
	4			31,000円		
	5			24,000円		
	6			23,000円		
	7			30,000円		
	8			26,000円		
	9			43,000円		
コワーキングスペース	フリーアドレス	席利用	1席	3時間未満	市内在住・在勤	1人につき 330円
					市外在住	1人につき 550円
				3時間以上	市内在住・在勤	1人につき 550円
					市外在住	1人につき 1,100円
				1月	市内在住・在勤	1人につき 3,300円
					市外在住	1人につき 5,500円
	スペース利用	A	1時間	165円		
				B	220円	
				C	165円	
				D	110円	
個別ブース		1時間		1室につき55円(フリーアドレス利用料金を加算する。)		
温水シャワー		1回		110円		

2 適用年月日
令和4年5月1日

———— * * * ————

宮津市告示第79号

宮津市持続可能な行財政運営有識者会議設置要綱を次のように定める。

令和4年4月28日

宮津市長 城崎雅文

宮津市持続可能な行財政運営有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 宮津市の持続可能で安定した行財政基盤の構築に当たり、有識者の専門的かつ幅広い見地から助言及び提言を得るため、宮津市持続可能な行財政運営有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 持続可能な歳入の確保に関する助言及び提言等
- (2) 持続可能な行政サービスの在り方に関する助言及び提言等
- (3) その他持続可能な行財政基盤の構築に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 有識者会議に委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、税務担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、委員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第11号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和4年度農用地利用集積計画（令和4年4月12日付け宮農委第3号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和4年4月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和4年4月15日

至 令和4年5月10日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第12号

宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務委託受託者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告する。

令和4年4月26日

宮津市長 城崎雅文

1 業務の目的

日本三景「天橋立」に象徴される豊かな自然と優れた歴史、文化に恵まれた宮津市において、地域に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用し、地域経済の活性化や地域の豊かな暮らしに繋げるプロジェクトを構築し、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー等の普及・啓発に資する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務
- (2) 業務内容 別紙1「宮津市エネルギー構造高度化調査・設計業務委託仕様書（企画提案用）」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年3月17日まで
- (4) 予算概要 委託料の上限額 59,642,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
提案見積金額は、この上限を超えてはならない。
この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。
- (5) 契約保証金 免除

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年4月1日現在において、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税並びに市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 国、都道府県及び市町村の発注による、同種業務又は類似業務を誠実に履行（施行中を含む。）していること。

※(1)から(4)については、連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

4 参加申込書の手続等

本プロポーザルの資格審査を受けようとする者は、次のとおり必要な書類等を期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 会社概要関係書類（様式2）※パンフレット等があれば添付すること。
 - ウ 業務実績調書（様式3）※業務実績を補足する資料（契約書、成果品等）を添付すること。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和4年5月17日（火）午後5時まで
- (4) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、その可否について参加資格審査通知書を発送する。なお、参加資格を満たしていると判断した者には、本市が令和3年度に実施した「宮津市再生可能エネルギー普及・活用調査業務報告書」のうち、本プロポーザルに該当する箇所の電子データを電子メールにて送信する。

5 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を期限までに提出すること。

- ア 企画提案書（「6 企画提案書について」を参照）
 - イ 配置予定技術者経歴書（様式4）
 - ウ 提案見積書（様式5-1）
 - エ 費用内訳書（様式5-2）
 - オ 結果通知発送用等の返信用封筒（2枚）（宛名記入、切手貼付）
- (2) 提出部数 各10部（原本1部、副本（コピー可）9部）（オを除く。）
※企画提案書については、CD-R又はDVD-Rを用いて電子データを合わせて提出すること。
- (3) 提出期限 令和4年6月9日（木）午後5時まで
- (4) 提出場所 「13 問合せ先」のとおり
- (5) 提出方法 持参又は郵送によること（郵送の場合は、提出期限内必着とする。）。
- 6 企画提案書について
- (1) 企画提案書の概要
仕様書に記載する業務内容をより効果的に達成するための提案を行うもの。
- (2) 形式
用紙はA4判又はA3判折り込みとし、任意様式とする。
- (3) 企画提案書の構成
企画提案書は、実現性、具体性、効果性に留意し、別紙1「仕様書」に基づき、次の事項を記載すること。
ア 仕様書中「4. 業務の詳細」の(1)～(3)について、記載内容を具現化するための具体的な調査項目・計画内容・調査実施方法等並びに当該プロジェクトの次年度以降の展開イメージを具体的に記述すること。
イ 仕様書に記載されていないが、本市に有益と思われる独自提案があれば記載すること。
- (4) その他
業務提案書において別途費用を必要とする内容がある場合には、必ずその旨を明記し、概算費用を提示すること。明示のない場合又は不明確な場合は、提案見積金額内とする。
- 7 質疑応答等
参加申込書及び企画提案書の提出について質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。質疑に対する回答は、参加表明書を提出している全ての者に対し、随時電子メール又はファクシミリにより回答する。
なお、以下の提出期間後の質疑には応じないので、留意すること。
- (1) 提出書類 質疑書（様式6）
- (2) 提出期間 令和4年4月27日（水）から令和4年5月25日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法 電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出
- (4) 提出場所 「13 問合せ先」のとおり
- 8 事業者の選定
- (1) 審査・選定方法
提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別紙2「審査基準」に基づき審査を行い、最も高い評価を得たものを優先交渉権者として選定する。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング
ア 業務提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを順次個別に行う。
イ 各提案者へのプレゼンテーション等については、ZOOMを使用して実施する。
ウ 各提案者へのプレゼンテーション等の説明者は5名以内とする。
エ プレゼンテーション等の実施日時については、参加資格審査通知書により通知する。
オ ZOOMのURL、ログインID及びパスワードについては、別途、電子メールにて連絡する。
- (3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての者に対し書面により通知する。

なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

選定した優先交渉権者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、速やかに契約を締結する。なお、合意しなかった場合は、次順位の事業者を新たな交渉権者として協議を行う。

(2) 支払条件

業務完了時の一括払いとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが発覚した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 他の参加者と提案内容などについて相談を行った場合
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

11 留意事項

本業務に参加するに当たり、次の事項に留意すること。

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は、宮津市情報公開条例及び宮津市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、又は使用することはできない。

12 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりである。

内 容	日 程
参加資格審査	令和4年4月27日（水）から 令和4年5月17日（火）午後5時まで
質疑書の提出	令和4年5月25日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出	令和4年6月9日（木）午後5時まで
プレゼンテーション等	令和4年6月16日（木）（予定） （正式日時は企画提案書等の提出後に通知）

審査結果の通知	令和4年6月20日(月)(予定)
契約締結	令和4年6月24日(金)(予定)

13 問合せ先

宮津市 市民環境部 市民環境課 環境衛生係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1 (本館 1 階)

【TEL】0772-45-1617

【FAX】0772-25-1691

【e-mail】eisei@city.miyazu.kyoto.jp

(別紙1及び別紙2省略)

— * * * —

宮津市公告第13号

条件付一般競争入札の実施について

市営住宅タケ丘団地解体工事(その3)の請負契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月26日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 市営住宅タケ丘団地解体工事(その3)
- (2) 工事番号 3 繰宮住環第1号
- (3) 工事場所 宮津市字 須津 地内
- (4) 工事概要 既存市営住宅タケ丘団地解体撤去
 - ①〈構造・規模〉補強CB造平屋建て(4棟15戸)・床面積合計 747.58㎡
 - ②撤去後、整地 一式
- (5) 工事期間 契約日の翌日から令和4年9月15日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市企画財政部財政課(資産活用係)

宮津市役所別館1階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1

電話番号 0772-45-1611

ファックス番号 0772-25-1691

E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 解体工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 解体工事
- (3) 許可区分 一般及び特定建設業許可
- (4) 総合評定値 直近3か年連続720点以上
(解体工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P)
- (5) 営業所所在地 丹後土木事務所管内に本社を置く者
- (6) 施工実績 過去3年間に元請負又は一次下請けで解体工事の実績があること
- (7) 配置予定技術者 主任技術者として「解体工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配

置できること。

(8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し

イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のものを含む直近3か年分）

ウ 工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

エ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

オ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) ウの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

(イ) エの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

令和4年4月26日(火)から令和4年5月13日(金)までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

令和4年4月26日(火)から令和4年5月19日(木)までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

閲覧場所 2に示す担当課に同じ

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和4年4月27日(水)から令和4年5月13日(金)までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ただし、郵送の場合は令和4年5月13日(金)の午後4時までに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

令和4年5月19日(木)まで

ただし、郵送の場合は令和4年5月19日(木)の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

令和4年5月23日(月)に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時及び場所

令和4年5月30日(月) 午前10時
宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。

- (1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

- (1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は1回とする。
- (2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 入札金額は「千円止め」とする。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。
 - ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
 - エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
 - オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
 - カ その他入札条件に違反したとき。
 - キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。
 - ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、28,820,000円（消費税含む。）とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

- (1) 前払金
請負代金の額の4割以内とする。
(中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。)

- (2) 部分払
部分払いは3回とする。

13 その他

- (1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。
- (2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。
※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

— * * * —

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第10号

令和4年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
令和4年4月25日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和4年4月26日(火) 午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第18号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年4月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田 良二

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区	<省 略>	宮崎 茂 樹	<省 略>	白 数 真理子
〃 2 〃		大井 良 竜		中 村 理恵子
〃 3 〃		田 中 修 二		牧 野 有 希
〃 4 〃		廣 瀬 政 夫		森 山 英 樹
〃 5 〃		大 上 仁 志		松 本 隆 幸
〃 6 〃		河 原 哲 也		瀬 野 理 砂

「7」		小 牧 美 忠		沼 野 由 紀
「8」		早 川 善 朗		上 田 忠 志
「9」		中 嶋 章 夫		谷 口 博 美
「10」		永 濱 敏 之		公 庄 友 理 子
「11」		辻 村 範 一		田 野 博 司
「12」		橋 本 一 郎		橋 本 和 実
「13」		河 合 隆 太		小 谷 陽 介
「14」		森 口 英 一		小 池 康 文
「15」		山 根 洋 行		石 川 由 美
「16」	<省 略>	小 西 正 樹	<省 略>	内 藤 進 介
「17」		永 濱 智 恵 美		北 垣 裕 樹
「18」		田 村 育 生		千 阪 季 成
「19」		長 澤 嘉 之		藤 原 健 二
「20」		居 村 真		松 本 敏 裕
「21」		前 田 繁		安 達 仁 和
「22」		松 崎 正 樹		中 村 善 之
「23」		松 島 義 孝		谷 口 宏 幸
「24」		横 谷 宏 明		黄 前 佳 之
「25」		古 澤 武 夫		山 本 隆 教

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

令和4年3月24日付け宮津市選挙管理委員会告示第17号により選任した京都府知事選挙における4月9日の期日前投票所（宮津市福祉・教育総合プラザ）の投票管理者を下記のとおり変更する。

令和4年4月6日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田 良二

記

変更する投票管理者

変更前 住所 <省 略>
氏名 稲 垣 成 光
変更後 住所 <省 略>
氏名 前 田 良 二

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

令和4年3月24日付け宮津市選挙管理委員会告示第14号により選任した京都府知事選挙における開票管理者職務代理者を下記のとおり変更する。

令和4年4月6日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田 良二

記

変更する開票管理者職務代理者

変更前 住所 <省略>
氏名 稲垣成光
変更後 住所 <省略>
氏名 木村礼子

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第21号

令和4年3月24日付け宮津市選挙管理委員会告示第13号で告示した令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における開票の時刻は10分繰り上げ午後8時50分とする。

令和4年4月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第22号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

令和3年度選挙人名簿閲覧状況

閲覧年月日	閲覧申出者氏名	法人の閲覧申出者の主たる事務所の所在地	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年 6月21日	日本共産党与謝地区委員会 野村生八	-	選挙運動	全有権者
令和3年 6月22日	〃	〃	〃	〃
令和3年 6月24日	〃	〃	〃	〃
令和3年 6月25日	〃	〃	〃	〃
令和3年 6月28日	〃	〃	〃	〃
令和3年 6月29日	〃	〃	〃	〃
令和3年 6月30日	〃	〃	〃	〃
令和3年 7月1日	〃	〃	〃	〃
令和3年 7月7日	〃	〃	〃	〃
令和3年 9月2日	〃	〃	〃	〃

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第23号

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執

行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月20日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

公職選挙法第30条の12において準用する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

— * * * —

監査委員

《監査公表》

宮津市監査委員公表第94号

地方自治法第242条第9項の規定により住民監査請求に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり公表します。

令和4年4月6日

宮津市監査委員 中村明昌

同 星野和彦

記

1 勧告年月日 令和2年12月18日

2 勧告内容

市長は、栗田漁港の公共空地を占有許可なく占有している建築物等について、国有地と民有地の境界が確定していない地区については京都府に対して同境界確定を促し、確定している地区については現地の調査、自治会及び関係地権者との協議、占有面積の確定測量を行い令和4年3月31日までに適切な措置を講じること。

3 措置の状況

(1) 境界が確定していない地区（中津地区）の処置について

- ・公共空地の境界の確定権限は、京都府（京都府水産事務所）にあることから、次のとおり協議を行った。
- ・令和3年1月13日、6月11日、11月30日 協議
- ・令和3年12月6日付けで境界確定の協議開始の依頼（資料1）
- ・令和3年12月13日付けで回答を受理（資料2）

(2) 境界が確定している地区（小田宿野地区）の処置について

ア 現地調査

- ・令和3年2月22日から3月22日にかけて随時、現地踏査を行なった。
- ・対象箇所は、123地先

イ 地元説明会

- ・令和3年1月22日、2月1日、4月9日 自治会長と打合せを行なった。
- ・（令和3年4月27日・28日に説明会を計画するもコロナ感染症拡大を受け延期）
- ・令和3年6月17日・18日 小田宿野公民館
- ・出席者は、延べ33世帯

ウ 聞き取り調査

- ・令和3年10月13日、16日、24日、11月2日、4日、5日
- ・対象者は、37世帯

エ 現状把握のまとめ

区分	件数	面積
増築建物(軒先等含む)	16	131 m ²
土間コンクリート	16	253 m ²
家庭菜園	5	324 m ²
樹木	7	
庭(草花等)	9	
駐車場	3	31 m ²
資材置場	2	27 m ²
防犯灯	29 (他民地 4)	

- ・ 占有と推定される事案(以下、「占有事案」と表記)を上記のとおり確認した。
- ・ 占有は、地先所有者(賃貸借権利者を含む)によるものであった。
- ・ 増築建物の設置目的は、漁業用途とそれ以外がほぼ半々であった。設置当時は漁業用途であったが現在は漁業を廃業し物置としている事案も見受けられた。
- ・ 家庭菜園等の使用は、景観的な理由や、潮風の対策で行われたものが多数であった。また、土間コンクリートについては、管理の効率(雑草の繁茂を抑制など)を良くすることが目的であった。
- ・ 設置時期は、護岸整備完了後、しばらくして行ったものが多く、平成の初期の頃で10~20数年以上経過している。

オ 地域の主な意見等

- ・ 護岸工事の完了当時、基礎を固定させるような建築物の設置は駄目であるが、その他の使用は自由であるとの説明を受けた記憶がある。
- ・ 完成後年数が経過する中で、過去指導もなく、その間黙認されていた。確定していない中津のことを含めて、不公平がないようされたい。
- ・ 市が、雑草等の草刈管理をしっかりと対応すべきと強く要請する意見が多数あった。

(2) - 1 占有事案の処置

ア 占有の基本的考え方

- ・ 根拠法令：公共空地の占有については、漁港漁場整備法第39条の規定
 占有料については、宮津市漁港管理条例第11条
 減免については、宮津市漁港管理条例第10条第3項
- ・ 公共空地の管理を明確にする。そのため、占有の定義付けとして、「他者を排して独占的に自己のための用に供しているか否か」とした。

イ 懸案事項の検討

- ・ 増築建物については、基礎を設け土地に固定されているものであり、占有と判断する。
- ・ 公益性があるもの、漁業用途によるものについては、減免する。
- ・ 土間コンクリートについては、質の変更のみで独占的な使用にあたらなため、占有には該当しないと判断する。
- ・ 家庭菜園、樹木及び庭(草花等)については、独占的な使用か否か判別が困難な箇所が見受けられた。紛らわしいものや、除去・移転可能でその意向のある樹木・草花、鳥獣対策柵については、期限を設け撤去し更地にしていただくが、残存する事案について、占有と判断する。
- ・ 駐車場及び資材置場については、占有と判断するものの、令和3年10月、11月の聞き取り時点で、これらによる占有事案は解消されている。

ウ 占有料の単価について

- ① 漁業目的以外の増築建物については、「小屋その他類するもの」を適用し、年額1 m²当たり

100円

- ② 駐車場や資材置場（今回は結果的に該当はないが）については、「素地のまま」を適用し、月額1㎡当たり400円（年額換算4,800円）
- ③ 家庭菜園・樹木・庭（草花）については、
- ・地先所有者による草花等の植え付けという行為により、同地先所有者が利益を得られるものではなく、仮に、家庭菜園・植栽木・草花について、原則どおり「素地のまま」を適用し、1㎡月額400円とすると、1反当たり年額換算480万円となり、高付加価値のある野菜・果物でないとは割に合わなくなること、また、漁業目的以外の増築建物の占用料1㎡年額100円と明らかにバランスを失すること。
 - ・公共空地について、雑草が繁茂しない状況を常に維持するためには、相当額の市の財政支出（草刈等の業務委託費）が必要になるところ、地先所有者の草花等の植え付けという行為により、上記市の財政支出が不要になること、すなわち、地先所有者による草花等の植え付け行為は、市に代わって公益的管理を担っていると評価できること。
 - ・京都府漁港管理条例や京丹後市漁港管理条例においては、素地のままの利用について月額1㎡当たり8円と規定されており、1㎡月額400円とすると他府市との公平性の問題が生じること。

等に鑑み、その占用料は月額1㎡当たり8円（年額換算96円）とする。

エ 地元説明会その2

- ・（令和4年2月9日に説明会を計画するもコロナ感染症拡大等諸般の事情で延期した。）
- ・令和4年3月17日・18日 小田宿野公民館
- ・出席者は31世帯
- ・調査の結果を報告し、市の処置方針案を説明した。
- ・関係者から、①中津との不公平感、②5年遡及請求することに対する不満の2点が強く主張されている。

オ まとめ

- ・以上のことを踏まえ、24箇所（減免や行為についてはこの数に含んでいない。）について、占用と認定する予定である。
- ・なお、説明会その2において意見のあった2点については、丁寧に対応しつつ、占用の許認可及び占用料の徴収の事務を、令和4年6月末を目途に進めていきます。

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年4月5日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和4年4月12日（火）午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階大会議室
- 3 議 題

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

議案第15号 非農地証明交付申請の承認について

議案第16号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について